

浜松市行政不服審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市行政不服審査条例施行規則(平成28年浜松市規則第40号。以下「規則」という。)第3条に基づき、浜松市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の調査審議の手續に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)において使用する用語と同一のものとする。

(諮問の手續)

第3条 法第43条第1項の規定による諮問(以下「諮問」という。)は、諮問書(第1号様式)により行うものとする。

2 前項の諮問書には、法第43条第2項の規定により添付すべき審理員意見書及び事件記録の写しのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合における当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面(当該事件記録の写しに含まれる提出書類等に係る法第38条第1項の規定による閲覧若しくは交付の求めに関する書類又は当該提出書類等の閲覧若しくは交付の求めについて提出人がその意見を記載した書類がある場合にあっては、それらの書類の写しを含む。)

(2) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面の写し

3 前項に規定するもののほか、第1項の諮問書には、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、当該各号に定める資料を添付するものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれているときは、この限りでない。

(1) 処分(口頭でした処分及び事実上の行為を除く。)についての審査請求に係る事件
当該処分の決定通知書の写し

(2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書の写し及び当該処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号。以下この項において「手続法」という。)第2条第8号ロ又は浜松市行政手続条例(平成8年浜松市条例第69号。以下この項において「手続条例」という。)第4条第1項に規定する審査基準(第4号において「審査基準」という。)

(3) 手続法第2条第4号又は手続条例第2条第5号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 浜松市行政不服審査条例(平成28年浜松市条例第41号。以下「条例」という。)第8条第1項各号に掲げる書面の写し及び当該書面の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により他の審査関係人から

の閲覧又は交付の求めがあった場合における当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面（当該書面の写しに係る条例第8条第2項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による閲覧若しくは交付の求めに関する書類又は当該書面の写しの閲覧若しくは交付の求めについて提出人がその意見を記載した書類がある場合にあっては、それらの書類の写しを含む。）並びに手続法第2条第8号八又は手続条例第11条第1項に規定する処分基準

(4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書の写し並びに当該処分に係る審査基準及び手続法第6条又は手続条例第5条に規定する標準処理期間

（諮問の受付並びに番号及び事件名の付与）

第4条 審査会は、諮問があったときは、当該諮問に、次に定めるところにより番号（以下「諮問番号」という。）を付すとともに、事件名を付すものとする。

(1) 処分についての審査請求に係る諮問にあっては、「 年（処分）諮問第 号」

(2) 不作為についての審査請求に係る諮問にあっては、「 年（不作為）諮問第 号」

2 諮問番号は、前項各号に掲げる諮問ごとにそれぞれ暦年による一連番号を付する。この場合において、審査会が必要があると認めるときは、枝番号を用いることができる。

3 審査会は、第1項の規定により諮問番号又は事件名を付したときは、諮問番号等通知書（第2号様式）により、その旨を当該諮問をした審査庁に通知する。

（委員の利害関係等の確認）

第5条 審査会は、諮問があった場合において会議を開催しようとするときは、委員に対し、条例第5条第5項に規定する利害関係等の有無を確認する。

2 審査会は、前項の規定による確認の結果、利害関係等のある委員があったときは、速やかに、条例第3条第1項に規定する臨時委員の委嘱に関し必要な手続を行うよう市長に求めるものとする。ただし、条例第5条第2項ただし書の規定により2人の委員で会議を開く場合は、この限りでない。

（諮問の取下げ）

第6条 諮問の取下げは、諮問取下書（第3号様式）を審査会に提出することによって行うものとする。

（主張書面等の提出の求め等）

第7条 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）の提出の求めは、「主張書面等の提出の求めについて（依頼）」（第4号様式）により行う。

2 審査会は、法第81条第3項において準用する法第76条の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、直ちに、「主張書面等の提出について（通知）」（第5号様式）により、その旨を審査関係人に通知する。

3 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定による求めに応じ、

又は法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 6 条の規定により、主張書面等が提出されたときは、「提出主張書面等について（通知）」（第 6 号様式）により、その旨を当該主張書面等の提出人以外の審査関係人に通知する。

（口頭での説明の求め）

第 8 条 審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明の求めは、「口頭説明の求めについて」（第 7 号様式）により行う。

（陳述等の求め等）

第 9 条 法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 4 条の規定による事実の陳述の求めは、参考人陳述依頼書（第 8 号様式）により行う。

2 法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 4 条の規定による鑑定の求めは、鑑定依頼書（第 9 号様式）により行う。

（口頭意見陳述）

第 10 条 審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、「口頭意見陳述の申立てについて（照会）」（第 10 号様式）により、口頭意見陳述（法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 5 条第 1 項本文の規定による意見の陳述をいう。以下この条において同じ。）を行う意思の有無を確認する。

2 法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 5 条第 1 項本文の規定による口頭意見陳述の申立て（同条第 2 項の規定による補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、口頭意見陳述申立書（第 11 号様式）により行うものとする。

3 審査会は、口頭意見陳述の申立てがあったときは、これを審査し、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定する。

4 審査会は、前項の規定による決定をしたときは、口頭意見陳述を実施する場合にあっては「口頭意見陳述の実施について（通知）」（第 12 号様式）により、口頭意見陳述を実施しない場合にあっては「口頭意見陳述の実施について（通知）」（第 13 号様式）により、その旨を当該口頭意見陳述の申立てした審査関係人に通知する。

5 会長又は法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 7 条の規定により指名された委員（次項において「指名委員」という。）は、口頭意見陳述の期日に出頭した審査関係人（その補佐人を含む。）が審査請求に係る事件の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、当該審査関係人に対し、その陳述を制限することができる。

6 会長又は指名委員は、前項に規定する場合のほか、口頭意見陳述における秩序を維持するため、口頭意見陳述の手續を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命じる等適当な措置をとることができる。

（主張書面等の閲覧等）

第11条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面等の閲覧又は交付の求め（以下この条において「閲覧等の求め」という。）は、主張書面等閲覧等請求書（第14号様式）により行うものとする。

2 審査会は、閲覧等の求めがあったときは、当該閲覧等の求めに係る主張書面の意見聴取（法第81条第3項において準用する法第78条第2項の規定による提出人からの意見の聴取をいう。以下同じ。）を既にしている場合を除き、「主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）」（第15号様式）により、当該主張書面等の提出人に、その閲覧又は交付についての意見聴取をする。

3 審査会は、閲覧等の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見を踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定する。

4 審査会は、前項の規定による決定をしたときは、「主張書面等の閲覧等の求めについて（通知）」（第16号様式）により、その旨を当該閲覧等の求めをした審査関係人に通知する。

（電磁的記録の閲覧の方法）

第12条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する審査会が定める電磁的記録の閲覧の方法は、日時及び場所を指定して、当該電磁的記録を審査会の専用機器により再生若しくは映写をしたもの又は用紙に出力したものにより実施する方法とする。

（主張書面等の交付の方法）

第13条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によって行う。

(1) 主張書面等の写しの交付にあつては、当該主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（交付手数料の減免申請手続等）

第14条 規則第4条第1項の規定による減免の申請は、交付手数料減免申請書（第17号様式）により行うものとする。

2 審査会は、規則第4条第1項の規定による減免の申請があったときは、これを審査し、当該減免をするか否かを決定する。

3 審査会は、前項の規定による決定をしたときは、「主張書面等の閲覧等の求めについて（通知）」（第16号様式）により、その旨を申請者に通知する。

（交付手数料の減免申請手続等の例外）

第15条 規則第4条第1項ただし書に規定する「その必要がないと認めるとき」とは、次条第5号から第7号までに掲げる場合のいずれかに該当するとして職権により減免するときその他被交付者に減免の申請をさせることが適当でないときをいう。

2 審査会は、規則第4条第1項ただし書の場合において交付手数料を減免するときは、「交付手数料の減免について（通知）」（第18号様式）により、その旨を対象者に通知する。

（交付手数料の減免の審査基準）

第16条 条例第11条に規定する「経済的困難その他特別の理由があると認める場合」とは次の各号に掲げる場合をいい、その減免の割合は当該各号に定めるところによる。

- (1) 被交付者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
免除
- (2) 被交付者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合
免除
- (3) 被交付者が当該減免の申請をした日の属する年度分の市町村民税（当該年度分の市町村民税が判明しない場合には、前年度分の市町村民税）が非課税の世帯に属している場合
免除
- (4) 被交付者が震災、風水害、火災その他の災害又は盗難による被害を受けたため生計の維持が困難な状態にあると認める場合
当該被害の程度に応じて適当と認められる割合
- (5) 裁決で審査請求に係る処分が違法又は不当と認められた場合において、当該審査請求をした審査請求人が交付手数料の全部又は一部を負担することが審査請求に係る事件の実態に即して適当でないとき。
適当と認められる割合
- (6) 裁決で審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言があった場合において、当該審査請求をした審査請求人が交付手数料の全部又は一部を負担することが審査請求に係る事件の実態に即して適当でないとき。
適当と認められる割合
- (7) その他被交付者に交付手数料の負担を求めることが適当でない特別の理由があると認められる場合
適当と認められる割合

（調査審議手続の併合又は分離に係る通知）

第17条 規則第2条第2項の規定による通知は、併合・分離通知書（第19号様式）により行う。

（手続の承継に係る通知）

第18条 審査庁は、諮問に係る審査請求に係る事件について、法第15条第1項、第2項又は第6項の規定による手続の継承があったときは、速やかに、「審理手続の承継について（通知）」（第20号様式）により、その旨を審査会に通知するものとする。

（諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知）

第19条 審査庁は、諮問の後に、総代が選任され、又は解任されたときは、速やかに、「総代の選任・解任について（通知）」（第21号様式）にその事実を証する書面の写しを添えて、審査会に通知するものとする。

2 審査庁は、諮問の後に、代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、「代理人の選任・解任について（通知）」（第22号様式）にその事実を証する書面の写しを添えて、審査会に通知するものとする。

（答申）

第20条 審査会は、諮問に対する答申を決定したときは、次に定めるところにより当該答申に番号（以下「答申番号」という。）を付す。

(1) 処分についての審査請求に係る諮問に対する答申にあつては、「 年（処分）答申第 号」

(2) 不作為についての審査請求に係る諮問に対する答申にあつては、「 年（不作為）答申第 号」

2 答申番号は、前項各号に掲げる答申ごとにそれぞれ暦年による一連番号を付する。この場合において、審査会が必要があると認めるときは、枝番号を用いることができる。

3 諮問に対する答申は、「答申書の交付について」（第23号様式）を添えて、答申書（第24号様式）を交付することにより行う。

（答申書の交付等）

第21条 答申書の交付は、受領書（第25号様式）と引き換えに手交する方法により行う。

2 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による答申書の写しの送付は、「答申書の写しの送付について」（第26号様式）を添えて、郵送により行う。ただし、受領書（第27号様式）と引き換えに答申書の写しを手交する方法によることを妨げない。

（答申書の更正）

第22条 答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがあるときは、会長はその職権により当該答申書の更正を行うことができる。

2 審査会は、前項の更正があつたときは、「答申書の更正について（通知）」（第28号様式）により、その内容を審査庁に通知する。

3 審査会は、前項の規定による通知をしたときは、「答申書の更正について（写しの送付）」（第29号様式）を添えて、「答申書の更正について（通知）」（第28号様式）の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

（会議録）

第23条 審査会は、審査会の会議が終了したときは、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱の規定に基づき、速やかに会議録（第30号様式）を作成するものとする。

2 会議録の確認は、会議に出席した委員に署名等を得る方法により行うものとする。

（答申内容の公表）

第24条 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による公表は、インター

ネットを利用して行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、他の方法によることを妨げない。

(ファクシミリによる書面の提出)

第25条 審査関係人は、主張書面等を提出する場合には、ファクシミリを利用して送信する方法により、提出することができる。

2 会長は、審査関係人から前項の規定によりファクシミリを利用して主張書面等が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該審査関係人に対し、送信に使用した主張書面等(送信に電磁的記録を使用した場合にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した主張書面等)の提出を求める。

(裁決書の写しの提出の求め)

第26条 審査会は、審査庁が答申を受けて裁決をした場合には裁決書の写しを審査会に提出するよう審査庁に求めるものとする。


2 前項の規定による求めは、第20条第3項の規定による答申書の交付に併せて、「裁決書の写しの提出について」(第31号様式)により行う。

(様式の特例)

第27条 この要綱に定める様式については、会長が必要と認めるときは、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失うことがない限りにおいて、所要の調整をして使用することができる。


(公印)

第28条 審査会の公印の名称、ひながた、規格、書体、使用区分、管守者及び個数は、次のとおりとする。

公印の名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
浜松市行政不服審査会印		方21ミリメートル	古印体	審査会名をもってする文書	政策法務課 経営推進担当課長	1

(受付印)

第29条 審査会の受付印のひながた、規格、書体及び個数は、次のとおりとする。

ひながた	規格	書体	個数
	直径30ミリメートル	楷書	1

(細目)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

浜 第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市行政不服審査会

審査庁 浜松市長



諮 問 書

に基づく 処分・処分についての不作為 に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。

担当課
担当者

(別紙) 諮問説明書【処分についての審査請求に係る諮問の場合】

区分		内容
1 審査請求に係る処分	処分年月日、記号番号	平成 年 月 日、納税通知書番号
	処分庁	浜松市長
	被処分者	
	処分の概要	平成 年度分の固定資産税及び都市計画税の賦課処分（以下「本件処分」という。）
2 審査請求	審査請求年月日	平成 年 月 日
	審査請求人	
	趣旨	本件処分を取消すとの裁決を求める。
3 諮問の理由		本件処分の維持が適当と考えるため。
4 参加人等		有（氏名 ） <input checked="" type="checkbox"/> 無
5 裁決についての考え方及びその理由		本件審査請求を棄却する。 審理員意見書第 〇 項記載の理由と同旨により、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由として採用することができない。 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
6 添付書類等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員意見書（写し） ・ 事件記録（写し） ・ 事件記録（写し）につき行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による他の審査関係人から閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付について審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ・ 本件処分の申請書（写し） ・ 本件処分に係る審査基準又は処分基準 ・ 本件処分の決定通知書（写し） ・ その他参考資料
7 審査庁事務担当課及び担当者		部 課 担当

備考

1 「3 諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」、「法

令に基づく申請の全部を容認することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

- 2 「5 裁決についての考え方及びその理由」については、裁決の主文に相当する内容やその理由等を記載すること。
- 3 「6 添付書類等」については、行政不服審査法第43条第2項において諮問に際して添付することとされている「審理員意見書の写し」及び「事件記録の写し」のほか、参加人等に関する資料その他審査庁が必要と認める資料を具体的に記載すること。

(別紙) 諮問説明書【不作為についての審査請求に係る諮問の場合】

区分		内容
1 審査請求 に係る不作為	申請年月日	平成 年 月 日
	申請を受けた 行政庁	浜松市長
	処分の申請の 概要	法第 条に基づく認定処分
2 処理期間		法定処理期間 根拠法令及び条項 処理期間 <input checked="" type="checkbox"/> 標準処理期間 1 か月 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	審査請求年月 日	平成 年 月 日
	審査請求人	
	趣旨	法第 条に基づく認定処分をせよ。
4 諮問の理由		法第 条に基づく認定申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。
5 参加人等		<input checked="" type="checkbox"/> 有 (氏名 参加人) 無
6 裁決についての考え方及び その理由		
7 添付書類等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員意見書 (写し) ・ 事件記録 (写し) ・ 事件記録 (写し) につき行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定による他の審査関係人から閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付について審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ・ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 (写し) ・ 当該不作為に係る処分の申請書 (写し) ・ 当該不作為に係る処分に係る審査基準

	<ul style="list-style-type: none"> ・当該不作為に係る処分に係る標準処理期間（写し） ・その他参考資料
8 審査庁事務担当課及び担当者	部 課 担当

備考

- 1 「2 処理期間」については、該当するものにチェックの上、記載すること。
- 2 「4 諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため」、「法令に基づく処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
- 3 「5 裁決についての考え方及びその理由」については、裁決の主文に相当する内容やその理由等を記載すること。
- 4 「6 添付書類等」については、行政不服審査法第43条第2項において諮問に際して添付することとされている「審理員意見書の写し」及び「事件記録の写し」のほか、参加人等に関する資料その他裁決の考え方を明らかにするために必要があると認める資料を具体的に記載すること。

第2号様式(第4条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査庁) 様

浜松市行政不服審査会 印

諮問番号等通知書

年 月 日付け浜 第 号による諮問に係る諮問番号及び事件名を次のとおり通知します。

記

諮問番号： 年(処分・不作為)諮問第 号
事件名：

第3号様式（第6条関係）

浜 第 号
年 月 日

（あて先）浜松市行政不服審査会

審査庁 浜松市長



諮問取下書

諮問（ 年（処分・不作為）諮問第 号 事件）について、下記の理由により取り下げます。

記

1 取下げの理由

（例1）行政不服審査法第43条第1項に規定する諮問をしなければならない場合には該当しなかったため。

（例2）当該諮問に係る審査請求事件について、審査請求人から行政不服審査法第27条の規定による取下げがあったため。

2 添付書類

（例）審査請求取下書の写し

第4号様式（第7条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査関係人） 様

浜松市行政不服審査会 印

主張書面等の提出の求めについて（依頼）

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、下記のとおり、主張書面又は資料の提出を求めます。

記

1 主張書面又は資料の提出

(1) 提出期限

(2) 提出を求める主張書面又は資料

主張を記載した書面（様式は任意です。）及び資料

(3) 提出方法

持参、郵送又はファックスの方法により当審査会に提出してください。提出された主張書面又は資料は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

2 閲覧等への意見

提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてのお考えを、別紙「提出主張書面等の取扱いについて」に記入して、主張書面又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた・貴庁の意見と異なる場合があることをご承知おきください。

(別紙)

年(処分・不作為)諮問第 号

(あて先) 浜松市行政不服審査会

年 月 日

氏名・審査庁

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

提出主張書面等の取扱いについて

この度浜松市行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

[Empty space for providing reasons if not appropriate]

第5号様式(第7条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査関係人) 様

浜松市行政不服審査会 印

主張書面等の提出について(通知)

あなた・貴庁は、 年(処分・不作為)諮問第 号 事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定により、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記のとおりその提出期限を定めたので、通知します。

記

1 主張書面又は資料の提出

(1) 提出期限

(2) 提出方法

持参、郵送又はファックスの方法により当審査会に提出してください。提出された主張書面又は資料は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

2 閲覧等への意見

提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてのお考えを、別紙「提出主張書面又は資料の取扱いについて」に記入して、主張書面又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた・貴庁の意見と異なる場合があることをご承知おきください。

(別紙)

年(処分・不作為)諮問第 号

(あて先) 浜松市行政不服審査会

年 月 日

氏名・審査庁

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

提出主張書面等の取扱いについて

この度浜松市行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

[Empty space for reasons]

第 6 号様式（第 7 条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査関係人） 様

浜松市行政不服審査会 印

提出主張書面等について（通知）

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 4 条の規定による求めに応じ、又は同法第 8 1 条第 3 項において準用する同法 7 6 条の規定により、下記のとおり主張書面又は資料が提出されたので、通知します。

記

主張書面又は資料

（注）提出された主張書面又は資料の名称等を具体的に記載する。

第7号様式（第8条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査関係人） 様

浜松市行政不服審査会 印

口頭説明の求めについて

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記の事項について口頭での説明を聴取しますので出席してください。

記

- 1 口頭説明を求める事項
- 2 口頭説明の聴取の日時及び場所
 - (1) 日時
 - (2) 提出方法
場所
- 3 出席を求める者

審査庁の場合のみ記載する。

- 4 その他留意事項
説明の内容を正確に記録する観点から、当日説明する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。

第8号様式（第9条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（参考人） 様

浜松市行政不服審査会 印

参考人陳述依頼書

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、当審査会における調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、下記のとおり出席の上陳述をお願いします。つきましては、別紙の陳述回答依頼書に、必要な事項を記載して、年 月 日までにお送りください。

記

1 陳述を求める事項

2 陳述日時及び場所

3 出席に要する経費の支給

4 その他留意事項

説明の内容を正確に記録する観点から、当日説明する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。

なお、諮問事件に係る審査請求人、参加人及び審査庁が陳述の立会いを希望する場合は、これを認める予定である。^注

注 審査関係人の参考人陳述への立会いを認める場合に記載する。

(別紙)

年(処分・不作為)諮問第 号

年 月 日

(あて先) 浜松市行政不服審査会

住所

氏名

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

陳述依頼回答書

年 月 日付け文書をもって依頼のあった諮問事件に係る調査審議のための陳述について、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

次の条件を付けて承諾します。

(条件)

[]

拒否します。

第9号様式（第9条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（鑑定人） 様

浜松市行政不服審査会 印

鑑定依頼書

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、当審査会における調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、下記のとおり鑑定をお願いします。つきましては、別紙鑑定依頼回答書に、必要な事項を記載して、 年 月 日までにお送りください。

記

鑑定を求める事項

なお、諮問事件に係る審査請求人、参加人及び審査庁が鑑定結果報告の立会いを希望する場合は、これを認める予定である。^注

注 審査関係人の鑑定結果報告への立会いを認める場合に記載する。

(別紙)

年(処分・不作為)諮問第 号

年 月 日

(あて先) 浜松市行政不服審査会

住所

氏名

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

鑑定依頼回答書

年 月 日付け文書をもって依頼のあった諮問事件に係る調査審議のための鑑定について、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

次の条件を付けて承諾します。

(条件)

[]

拒否します。

(鑑定結果報告書の例)

年 月 日

(あて先) 浜松市行政不服審査会

住所

氏名

鑑定結果報告書

年 月 日付け文書をもって依頼のあった諮問事件に関する鑑定結果について、
下記のとおり報告します。

記

1 鑑定事項

2 鑑定結果

第10号様式(第10条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査関係人) 様

浜松市行政不服審査会 印

口頭意見陳述の申立てについて(照会)

あなた・貴庁は、 年(処分・不作為)諮問第 号 事件について、政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定により、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭での意見の陳述(口頭意見陳述)を希望する場合は、下記のとおりその旨の申立てを行ってください。

記

口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、 年 月 日までに、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市行政不服審査会

住所
審査請求人 (参加人) 氏名
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)
電話番号

口頭意見陳述申立書

下記の諮問事件について、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 5 条第 1 項本文の規定により、下記のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 諮問事件

諮問番号 (不明な場合は審査請求年月日)

事件名 (不明な場合は審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の名称)

2 口頭による意見陳述を希望する日時^注

年 月 日 午前・午後 時 分から

年 月 日 午前・午後 時 分から

年 月 日 午前・午後 時 分から

注 希望する日時を複数記入してください。

3 行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 5 条第 2 項による補佐人の同伴許可申請^注

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名及び職業

注 補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

第12号様式（第10条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査関係人） 様

浜松市行政不服審査会 印

口頭意見陳述の実施について（通知）

年 月 日付けで申立てのあった 年（処分・不作為）諮問第 号 事
件に係る口頭意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、通知します。

記

- 1 口頭意見陳述の日時及び場所
- 2 補佐人の同伴^注
 - 許可する場合
次の補佐人を許可することとします。
 - 許可しない場合
補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。
（理由）例 本件審査請求の理由からは、 である補佐人による補佐の必要性
は認められないため。
- 注 どちらかを記載する。
- 3 その他の留意事項
 - ・ 陳述の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
 - ・ 口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

第13号様式(第10条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査関係人) 様

浜松市行政不服審査会 印

口頭意見陳述の実施について(通知)

年 月 日付けで申立てのあった 年(処分・不作為)諮問第 号 事件に係る口頭意見陳述については、 の理由により実施しないこととしたので、通知します。

第14号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市行政不服審査会

住所

審査請求人・参加人 氏名・名称

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

電話番号

主張書面等閲覧等請求書

下記の諮問事件に関して浜松市行政不服審査会に提出された主張書面又は資料について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定により、下記のとおり閲覧等を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号（不明な場合は審査請求年月日）

事件名（不明な場合は審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の名称）

2 求める主張書面又は資料の名称等

3 閲覧、交付の別^注

閲覧

- ・希望する閲覧時期（期間を記載）

写し等の交付

- ・希望する複写の方法

両面、 片面

白黒、 カラー（主張書面等がカラーの場合に限る）

- ・希望する交付の方法

手交、 送付（郵送）

注 該当する にチェックしてください。

手数料の減免を申請する場合は、交付手数料減免申請書（第17号様式）も申請してください。

第15号様式(第11条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査関係人) 様

浜松市行政不服審査会 印

主張書面等の閲覧等についての意見について(照会)

あなた・貴庁が 年 月 日に当審査会に提出した 年(処分・不作為)諮問第 号 事件に係る主張書面等について、審査請求人・審査庁・参加人から、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定により閲覧・写し等の交付・閲覧及び写し等の交付の求めがありましたので、当該閲覧・写し等の交付・閲覧及び写し等の交付について、同条第2項本文の規定により意見を求めます。

つきましては、あなた・貴庁の意見を、別紙「提出主張書面等の取扱いについて」に記入し、 年 月 日までに、持参、郵送又はファックスの方法により当審査会に提出してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた・貴庁の意見と異なる場合があることをご承知おきください。また、上記期限までにあなた・貴庁の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる・写し等を交付する・閲覧及び写し等の交付をするか否かを当審査会で判断することがありますのでご注意ください。

記

主張書面又は資料

(注)提出された主張書面又は資料の名称等を具体的に記載する。

(別紙)

年(処分・不作為)諮問第 号

(あて先) 浜松市行政不服審査会

年 月 日

氏名・審査庁

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

提出主張書面等の取扱いについて

この度浜松市行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

[Empty space for providing reasons if the request is not appropriate.]

第16号様式(第11条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査関係人) 様

浜松市行政不服審査会 印

主張書面等の閲覧等の求めについて(通知)

年 月 日付けで求めのあった 年(処分・不作為)諮問第 号 事件
に係る主張書面等の閲覧等については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 閲覧について

(例)

- (1) 処分庁が提出した 及び について
いずれも閲覧を認める。
- (2) 参考人が提出した について
の理由により認めない。

2 写し等の交付について

3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について

(1) 閲覧

(2) 写し等の交付

4 写し等の交付に係る手数料及び納付方法について

(1) 写し等の交付手数料

(2) 納付方法

別添「納入通知書」による納付。

5 写し等の交付手数料の減免について

(例) 申請のあった提出資料の写し等の交付に係る手数料の減免については、上記の手数料を免除する(上記の手数料から 円を減額する)(の理由によりこれを認めない)。

第17号様式（第14条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市行政不服審査会

住所
審査請求人・参加人 氏名・名称
（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）
電話番号

交付手数料減免申請書

浜松市行政不服審査条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり交付手数料の減免を申請します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称等

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

2 減免を求める額

3 減免を求める理由

経済的困難その他特別な理由を記入してください。

第18号様式(第15条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査請求人・参加人) 様

浜松市行政不服審査会 印

交付手数料の減免について(通知)

年 月 日付けで請求のあった主張書面等の写し等の交付に係る手数料については、浜松市行政不服審査条例第11条の規定により、下記のとおりとしたので、通知します。

記

1 写し等の交付手数料

2 写し等の交付手数料

(例)上記の手数を全額免除する(上記の手数料から 円を減額する)。

第19号様式(第17条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査関係人) 様

浜松市行政不服審査会 印

併合・分離通知書

下記の諮問事件について、調査審議の手続を併合・分離したので通知します。

記

1 諮問事件

(注) 併合・分離の対象となる諮問番号・事件名を列記する。

2 理由

第20号様式（第18条関係）

浜 第 号
年 月 日

（あて先）浜松市行政不服審査会

審査庁 浜松市長



審理手続の承継について（通知）

諮問（ 年（処分・不作為）諮問第 号 事件）について、下記のとおり、行政不服審査法第15条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

- 1 承継した者の氏名又は名称、住所（居所）又は所在地及び連絡先（電話番号等）
- 2 承継の理由

（別紙）

- 審査請求人地位承継届出書（写し）
- 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- 審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

第 2 1 号様式（第 1 9 条関係）

浜 第 号
年 月 日

（あて先）浜松市行政不服審査会

審査庁 浜松市長



総代の選任・解任について（通知）

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、行政不服審査法第 1 1 条の規定により総代が選任・解任されたので、通知します。

記

選任・解任された総代の住所、氏名及び連絡先（電話番号等）

（添付書類）

その事実を証する書面の写しを添付する。

第22号様式（第19条関係）

浜 第 号
年 月 日

（あて先）浜松市行政不服審査会

審査庁 浜松市長



代理人の選任・解任について（通知）

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、行政不服審査法第12条
第1項・第13条第3項に規定する代理人が選任・解任されたので、通知します。

記

選任・解任された代理人の住所、氏名及び連絡先（電話番号等）

（添付書類）

その事実を証する書面の写しを添付する。

第23号様式(第20条関係)

浜行審第 号
年 月 日

(審査庁) 様

浜松市行政不服審査会 印

答申書の交付について

年 月 日付け浜 第 号による諮問(年(処分・不作為)諮問第 号
事件)について、別紙のとおり答申します。

第24号様式（第20条関係）

諮問番号：

答申番号：

答申書

第1 審査会の結論

平成 年度分の固定資産税及び都市計画税の賦課処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、～、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、～、というものである。

第3 審理員意見書の要旨

審理員の意見は、～、というものである。

第4 審査会の判断（結論）の理由

審査会は、本件審査請求の対象となった本件処分の内容、審査関係人の主張及び審理員意見書を具体的に検討した結果、次のように判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 調査審議の経過

年月日	調査審議の内容

浜松市行政不服審査会 委員名簿

	氏名	職業等
会長		

委員		
委員		

会長以外の委員は、五十音順

第25号様式(第21条関係)

(あて先)浜松市行政不服審査会

受領書

本日、諮問(年(処分・不作為)諮問第 号)に係る答申(年(処分・不作為)答申第 号)について、受領しました。

受付印

第26号様式（第21条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査請求人・参加人） 様

浜松市行政不服審査会 印

答申書の写しの送付について

年（処分・不作為）諮問第 号 事件について、答申をしたので、別紙のとおり答申書の写しを送付します。

第27号様式（第21条関係）

（あて先）浜松市行政不服審査会

受 領 書

本日、諮問（ 年（処分・不作為）諮問第 号）に係る答申（ 年（処分・不作為）答申第 号）の写しについて、受領しました。

年 月 日

（住所）


（氏名）

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

第28号様式（第22条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査庁） 様

浜松市行政不服審査会 

答申書の更正について（通知）

年 月 日付け答申（ 年（処分・不作為）答申第 号）について、次のとおり更正したので、通知します。

記

（「誤りの部分」と「更正部分」が明らかになるように記述する。）

第29号様式（第22条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査請求人・参加人） 様

浜松市行政不服審査会 印

答申書の更正について（写しの送付）

年 月 日付け答申（ 年（処分・不作為）答申第 号）について、次のとおり更正し、審査庁に通知したので、その写しを送付します。

第30号様式（第23条関係）

会議録（ 年度第 回）

開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
開催場所	
出席者状況	
委員	
事務局	
欠席委員	
議事内容	1 について 2 について
会議録作成者	
記録の方法	要点記録 ・ 全部記録
会議記録	<p>【開会】</p> <p> 委員長</p> <p>【議事】</p> <p> 1 について</p> <p> 委員長 資料1に基づき説明</p> <p> 質問意見 委員</p> <p> 委員長</p> <p>【閉会】</p>
その他の事項	

第31号様式（第26条関係）

浜行審第 号
年 月 日

（審査庁） 様

浜松市行政不服審査会 印

裁決書の写しの提出について

年 月 日付け答申（ 年（処分・不作為）答申第 号）に係る審査請求事件について、裁決を行った場合には、速やかに当該裁決に係る裁決書の写しを提出願います。